

厚生労働省発医政0819第2号

特定行為研修に係る特定行為区分変更の承認

指定研修機関番号 2511014

指定研修機関名 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会

所沢美原総合病院

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三十三号）第十条の規定により、下記の新たな特定行為区分に係る特定行為研修について令和8年8月19日付けで承認する。

記

特定行為区分（7区分）

- ・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連
- ・ろう孔管理関連
- ・栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- ・創傷管理関連
- ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・感染に係る薬剤投与関連
- ・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

令和8年8月19日

厚生労働大臣

上野 賢一郎

